

東京学芸大学保健管理センター規程の一部改正について（案）

| 現 行  | 改 正（案）   |
|--|--|
| <p>〔省略〕</p> <p>（職員）</p> <p>第3条 センターに，所長及び<u>専任教官</u>のほか，必要な職員を置く。</p> <p>2 前項に定める職員のほか，必要に応じて，<u>兼任教官</u>を置くことができる。</p> <p>（所長）</p> <p>第4条 所長は，本学専任の教授を<u>もって</u>充てる。</p> <p>2 所長は，センターの管理運営をつかさどる。</p> <p>〔省略〕</p> <p>（審議事項）</p> <p>第6条 委員会は，次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) センターの運営の基本方針に関すること。</p> <p>(2) センターの<u>教官</u>の人事に関すること。</p> <p>(3) センターの<u>予算</u>に関すること。</p> <p>(4) その他センターの管理運営に関すること。</p> <p>（組織）</p> <p>第7条 委員会は，次に掲げる者を<u>もって</u>組織する。</p> <p>(1) 所長</p> <p>(2) センターに所属する<u>専任教官</u> 若干名</p> <p>(3) <u>副学長</u> 1名</p> <p>(4) <u>学部主事</u></p> <p>(5) 学長が委嘱する<u>教官</u> 若干名</p> <p>2 委員会に，専門的事項の審議に参加させるため，専門委員を置くことができる。</p> <p>3 専門委員は，委員会の議に基づき，所長が委嘱する。</p> <p>（任期）</p> <p>第8条 前条第1項第5号の委員の任期は，2年とし，再任を妨げない。ただし，補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。</p> <p>（委員長）</p> <p>第9条 委員会に委員長を置き，所長を<u>もって</u>充てる。</p> <p>2 委員長は，委員会を招集し，議長となる。</p> <p>（会議）</p> <p>第10条 委員会は，委員の3分の2以上の出席がなければ，会議を開くことができない。</p> <p>2 議決を要する事項については，出席委員の過半数を<u>もって</u>決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。</p> | <p>〔省略〕</p> <p>（職員）</p> <p>第3条 センターに，所長及び<u>専任教員</u>のほか，必要な職員を置く。</p> <p>2 前項に定める職員のほか，必要に応じて，<u>兼任教員</u>を置くことができる。</p> <p>（所長）</p> <p>第4条 所長は，本学専任の教授を<u>もって</u>充てる。</p> <p>2 所長は，センターの管理運営をつかさどる。</p> <p>〔省略〕</p> <p>（審議事項）</p> <p>第6条 委員会は，次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) センターの運営の基本方針に関すること。</p> <p>(2) センターの<u>教員</u>の人事に関すること。</p> <p>(3) センターの<u>予算</u>に関すること。</p> <p>(4) その他センターの管理運営に関すること。</p> <p>（組織）</p> <p>第7条 委員会は，次に掲げる者を<u>もって</u>組織する。</p> <p>(1) 所長</p> <p>(2) センターに所属する<u>専任教員</u> 若干名</p> <p>(3) <u>副学長（教育等担当）</u></p> <p>(4) <u>学系長</u></p> <p>(5) 学長が委嘱する<u>教員</u> 若干名</p> <p>2 委員会に，専門的事項の審議に参加させるため，専門委員を置くことができる。</p> <p>3 専門委員は，委員会の議に基づき，所長が委嘱する。</p> <p>（任期）</p> <p>第8条 前条第1項第2号及び第5号の委員の任期は，2年とし，再任を妨げない。ただし，補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。</p> <p>（委員長）</p> <p>第9条 委員会に委員長を置き，所長を<u>もって</u>充てる。</p> <p>2 委員長は，委員会を招集し，議長となる。</p> <p>（会議）</p> <p>第10条 委員会は，委員の3分の2以上の出席がなければ，会議を開くことができない。</p> <p>2 議決を要する事項については，出席委員の過半数を<u>もって</u>決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。</p> |

〔省略〕

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、学務課が処理する。

(所員会議)

第13条 センターに、センターの管理運営に関する事項を協議するため、センターに所属する教官をもって組織する所員会議を置く。

2 センターに所属する専任技官は、所員会議に出席し、専門的事項について、意見を述べることができる。

〔省略〕

附 則

- 1 この規程は、昭和58年6月2日から施行する。
- 2 東京学芸大学保健管理センター規程（昭和46年規程第5号）は、廃止する。
- 3 この規程施行の際、現に委員会の委員となつている者は、この規程により委嘱されたものとみなす。
- 4 学務課は、当分の間、センターの事務を処理する。

〔省略〕

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、学生サービス課が処理する。

(所員会議)

第13条 センターに、センターの管理運営に関する事項を協議するため、センターに所属する教員をもって組織する所員会議を置く。

2 センターに所属する専任職員は、所員会議に出席し、専門的事項について、意見を述べることができる。

〔省略〕

附 則

- 1 この規程は、昭和58年6月2日から施行する。
- 2 東京学芸大学保健管理センター規程（昭和46年規程第5号）は、廃止する。
- 3 この規程施行の際、現に委員会の委員となつている者は、この規程により委嘱されたものとみなす。
- 4 学生サービス課は、当分の間、センターの事務を処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。